

令和8年人事院勧告 別紙第1 公務員人事管理に関する報告（抄）

I 人事院が実現する「『これから』の公務」

2 働きやすさと成長が両立する公務

(2) 働きやすい環境の整備

ア 超過勤務の縮減 ― 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて

長時間の超過勤務は、職員の心身の健康を損ない、組織の活力を低下させる。働きやすさと成長が両立し、働く場として「選ばれる」公務を実現する上で、長時間の超過勤務の縮減は最重要課題の一つである。

特に月100時間や平均月80時間の上限を超える超過勤務¹は、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされることから、本院は、月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に取り組んでいる。また、政府全体の方針²においても、各府省は、超過勤務の実態把握及び要因分析、超過勤務の縮減に向けた組織としての取組目標の設定、具体的な対策の実施等を通じて、こうした超過勤務の最小化に最優先で取り組むこととされたところである。

本院の調査では、他律部署（他律的な業務の比重が高い部署）において月100時間の上限を超えた職員及び平均月80時間の上限を超えた職員の割合はいずれも減少している³ものの、依然としてこうした長時間の超過勤務が行われている。本院は、次の取組を始めとして、内閣人事局及び各府省と連携し、引き続き不退転の決意の下、月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けてあらゆる策を講じていく。

(ア) 個々の職場の実情に応じた支援・指導の強化

超過勤務を縮減するためには、業務量や職場風土、マネジメント、業務プロセスの在り方等に対して、複合的かつ包括的にアプローチすることが必要である。

本院は、令和7年度から、長時間の超過勤務が行われている個々の職場の実情に応じ、実効的な縮減策を示す伴走支援を行っている。令和8年度からは、伴走支援の対象府省を拡大しており、業務効率化に関する好事例の横展開なども通じて、超過勤務縮減の取組を一層後押ししていく。

また、各府省を直接訪問して行う勤務時間の管理等に関する調査や、不適正な勤務時間管理に係る個別通報への対応を通じて、適正な勤務時間管理の

¹ 国家公務員の超過勤務については、人事院規則により、超過勤務を命ずることができる上限を設定しているが、特例業務（大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務）に従事する職員に対しては、上限を超えて超過勤務を命ずることができる。

² 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和8年3月19日最終改正）等。

³ 令和6年度の他律部署における月100時間の上限を超えた職員の割合は6.7%（前年度7.7%）、平均月80時間の上限を超えた職員の割合は9.3%（前年度10.4%）であった。

徹底を図る。取組がなお不十分であると認められる場合などには、臨時調査を機動的に実施し、各府省における勤務時間管理上の具体的な課題の改善を指導していく。

(イ) 特例業務の範囲の厳格化に係る指導の徹底

本院は、令和8年2月に、特例業務の範囲を各府省がより厳格に判断し、定期的に見直すよう、その判断基準や求められる運用を明確化する通知改正を行った。

改正した通知の内容に即した特例業務の運用がなされ、上限を超える超過勤務が極めて限定的なものとなるよう、あらゆる機会を通じて、各府省に対する指導を徹底していく。

(ウ) 長時間の超過勤務の主な要因となる業務の改善

他律部署において超過勤務の上限を超えることとなった要因は、「国会対応業務」及び「予算・会計関係業務」が引き続き上位を占めている⁴。

本院は、行政部内の効率的な業務遂行や予算・会計関係業務のDXの推進等を各府省や関係部局に対して働きかける。また、人事・給与関係業務については、更なる制度の簡素化や関連システムの整備を始め、各府省の業務負担の軽減に一層取り組んでいく。さらに、各府省の実情等を関係部局に示し、各府省の業務遂行に必要な要員の確保を支援していく。行政部内を超えた取組が必要と判断されるものについては、国会を始めとする関係各方面の御協力をお願いしていく。

(I) 長時間の超過勤務を行う職員の健康保持に向けた取組

勤務間のインターバル確保は、健康の維持のために不可欠であり、また、超過勤務の縮減にも寄与するものである。このため、本院は、令和8年度から、新たに勤務間のインターバル確保の状況についても調査・指導を行い、各府省における確保に向けた取組を推進している。また、やむを得ず月100時間等の上限を超える超過勤務を行った職員の健康を保持するため、各府省における面接指導の実施状況を把握し、その実施を徹底させるための助言・指導を行うなど、職員の健康保持に向けた取組を進めていく。

⁴ 令和6年度において上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員が従事した特例業務の上位2項目は、他律部署では「国会対応業務」（20.5%）、「予算・会計関係業務」（13.3%）、自律部署では「予算・会計関係業務」（16.1%）、「人事・給与関係業務」（11.1%）であった。